

新型コロナウイルス感染症が心配なとき

☆東京都福祉保健局ホームページより

かかりつけ医のいる方

次のような症状がある方
 * 風邪のような症状
 * 37.5℃以上の発熱
 * 強いだるさ、息苦しさ



不安に思う方

かかりつけ医に電話相談



新型コロナ外来での受診が必要と判断

新型コロナ外来(帰国者・接触者外来)を受診
 ※マスクをして公共交通機関をできるだけ使わずに

検査の必要ありと判断

PCR検査(東京都健康安全研究センターなど)

陽性

入院(感染症指定医療機関など)

日頃、医療機関にかかっていない方(かかりつけ医のいない方)

風邪のような症状、または、37.5℃以上の発熱がある方
 * 一般の方、お子さん=症状が4日以上続く
 * 高齢の方、基礎疾患がある方、妊婦の方=症状が2日程度続く

強いだるさ、息苦しさがある方

次の新型コロナ受診相談窓口で電話

* 多摩立川保健所 ☎042-524-5171
 = 平日の午前9時～午後5時

* 都・特別区・八王子市・町田市合同相談センター ☎03-5320-4592
 = 平日の午後5時～翌日午前9時、土曜日・日曜日・祝日の終日

※必要な問診を行います。

新型コロナ外来での受診が必要と判断

新型コロナ外来(帰国者・接触者外来)を受診
 ※マスクをして公共交通機関をできるだけ使わずに

受診は不要と判断

検査の必要なしと判断

陰性

不安に思う方
 * 微熱や軽い咳が出ている
 * 感染したかもしれないと不安



新型コロナコールセンターに電話

* ☎0570-550571 = 午前9時～午後10時(毎日)
 ※かけ間違いに注意を

専門的な助言が必要な場合

* 自宅で安静
 * 医療機関を受診

※症状が良くならないときは、再度、かかりつけ医(いない場合は受診相談窓口)に相談

※令和2年5月1日時点の情報です。

新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した悪質商法にご注意を

新型コロナウイルス感染拡大に便乗し、不審な勧誘や個人情報の取得を狙ったと思われる電話や電子メール、訪問などに関する相談が、全国の消費生活センターに多く寄せられています。

事例① 「給付金をより早く受け取るために、マイナンバーカードの申請代行をする」と言って、銀行口座の情報を聞き出す電話がかかってきた。

➡ 不審な電話はすぐに切ってください。公的機関の職員になりすまし、個人情報や口座情報を不正に取得しようとする疑いがあります。

事例② 小包に入った使い捨てマスクが突然送られてきた。注文しておらず、家族も全く心当たりがない。業者からの電話連絡もなく、請求書は入っていないが、どうすればいいか。

➡ これは送り付け商法の一つと考えられます。

心当たりがない不審な荷物にお金を払ったり、業者に連絡したりする必要はありません。未開封の状態でも14日間が経過したときは、法律上、商品を自由に処分することができます。



不審に思ったり、トラブルに遭ったりしたときは、すぐにご相談ください。

昭島市消費生活センター

* 電話番号・ファックス番号=042-544-9399
 * 日時=平日の午前9時～正午、午後1時～4時
 ※現在、来所による相談は休止しています。

国民生活センター

* 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188(午前10時～午後4時/毎日)
 ※050から始まるIP電話からはつながりません。